

# 『こども医療費』助成を中学校3年生まで拡大します

平成22年4月以降の診療分から、『こども医療費』助成制度が次のとおり変更になります。

■対象年齢を中学校3年生まで拡大します（これまでは小学校6年生まで）

■入院時食事療養費は助成対象外となります



対象年齢が拡大されることから、お手持ちの受給資格者証について有効期限が変更になります。このため、受給資格者証が新しくなります。

## 新しい受給資格者証を取得するのに必要な手続きは？

### ●0歳から中学校1年生（この4月に中学校に入学する方）までのお子さん

手続きをしなくても、4月末ごろ新しい受給資格者証が郵送されます。（ただし、3月末現在に『こども医療費』の受給資格をお持ちの方に限ります。受給資格をお持ちでない方は、登録手続きを行ってください）

### ●この4月に中学校2年生・3年生になるお子さん

4月1日付けで申請のご案内を送付していますが、下記日程で受給資格者証の交付申請を受け付けますので、忘れずに登録手続きを行ってください。なお、即日交付はできません。（受付後2週間程度で郵送されます）

#### 中学校2・3年生の「こども医療費受給資格登録申請」受付日程

期 日	会 場	時 間
4月12日(月)	葛生庁舎 1階会議室	午前9時～午後5時 (4月14日・16日の両日は 午後7時まで)
4月13日(火)	田沼庁舎2階 第2・第3会議室	
4月14日(水)～16日(金)	本庁舎3階 第1会議室	
4月17日(土)	本庁舎1階 第2会議室	午前9時～午後5時

※こども課こども支援係（本庁舎2階）・田沼総合窓口課（田沼庁舎）・葛生総合窓口課（葛生庁舎）でも、4月以降であれば随時受け付けますが、窓口の混雑が予想されますので、なるべく上記日程に会場へお越しください

## 助成方法は以下のとおりです（変更はありません）

対象年齢	3歳の誕生日まで (1日生まれは誕生月の前月まで)	3歳の誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）から 中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月 31日）まで
助成方法	《現物給付方式》 県内の医療機関や薬局に限り、窓口 で医療費の支払いがない方法	《償還払い方式》 医療機関などの窓口で医療費を支払い、医療費助成申 請書を市に提出し助成を受ける方法

## 医療費助成制度のご案内と手続き

次に該当する方は、病気やけがなどで医療機関などにかかった場合、健康保険適用分の医療費を助成します。登録がお済みでない方は、登録手続きを行ってください。

助成の種類	助成対象者	登録手続きに必要なもの	問い合わせ先
妊産婦	妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けた方（交付前に受診された場合は、ご相談ください）	・健康保険証・印鑑・預金通帳 ・母子健康手帳	こども課 こども支援係 ☎(20)3023
こども	0歳から中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこども	・健康保険証・印鑑・預金通帳	
ひとり親家庭	ひとり親家庭（父や母、もしくは両親のいない家庭など）で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童と、その児童を扶養している方	・健康保険証・印鑑・預金通帳 ・児童扶養手当証書、または公的年金証書 など	
重度心身障がい者	・身体障害者手帳が1級・2級の方 ・療育手帳がA1・A2またはIQ35以下の方 ・身体障害者手帳が3級・4級でかつIQ50以下の方	・健康保険証・印鑑・預金通帳 ・身体障害者手帳、療育手帳、または公的機関の判定書	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎(20)3025

### 「ひとり親家庭医療費」は、4月1日以降の診療分から次の点が変わります

総合病院（複数の診療科のある病院）では、これまで診療科ごとに月あたり500円の自己負担をいただきましたが、4月1日以降の診療分から、複数の診療科を合計して、月あたり500円の自己負担となります（歯科は除きます）

### 子ども手当のご案内

4月1日より「子ども手当制度」が施行されました。これは中学校修了前の児童について、月額13,000円を支給する制度です。詳細については広報さの4月15日号でお知らせしますが、制度実施に伴い、新たに申請が必要かどうか、簡単な判断基準をお知らせします。

- 3月末時点で児童手当の支給対象となっていた児童分 → 申請は不要です
- 上記以外（所得制限などによる児童手当未受給者、児童が新中学2年生、3年生の場合など）  
→ 申請のご案内通知が郵送されます。通知内容に応じて申請をお願いします（公務員の方は、これまでどおり職場に申請してください）

### 「さのっこ子育て支援金制度」廃止のお知らせ

「さのっこ子育て支援金」については、篤志家からの寄付を財源に基金を創設し、平成18年度より第3子以降の出生について20万円の支給を実施してきました。大変残念なことですが、これまで寄付の募集もしてまいりましたが、基金が底をついてしまい、4月以降の出生分はお支払い出来ない状態になってしまいました。

しかし、激変緩和の観点から、4月から9月までの第3子以降の出生については、半額の10万円をお支払いし、子宝祝金と併せて20万円を支給します。

10月以降の出生については、子宝祝金の10万円のみを支給となります。

制度存続のため、これまで貴重なご寄付をいただいた皆さんには深く感謝申し上げますとともに、第3子以降のお子さんの出産を控えた皆さんには、ご承知おきいただけますようお願いいたします。

	3月出生まで	4～9月出生	10月以降
さのっこ子育て支援金	20万円	10万円	制度廃止
子宝祝金		10万円	

▶ 問い合わせ先 こども課こども支援係 ☎(20)3023